



鳥取県公報

平成13年 8月28日(火)
第 7 3 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	家畜伝染病の発生 (504) (畜産課)	1
	土地改良事業の協議の適否の決定 (505) (耕地課)	1
	土地改良事業の同意 (506) (＂)	2
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (507) (＂)	2
	都市計画法第66条による告示 (2件) (508・509) (都市計画課)	2
教委規則	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (16) (小中学校課)	3
公 告	共済事業に係る平成12年度の経営状況 (2件) (管財課)	8

告 示

鳥取県告示第504号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年 8月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区 分	頭 数	発 生 場 所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	西伯郡名和町大字豊成1311 - 5	平成13年 8月13日

鳥取県告示第505号

鹿野町が行う土地改良事業 (非補助土地改良事業木梨地区区画整理) の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2 第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 8月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 8月29日から20日間

3 縦覧に供する場所

鹿野町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（非補助土地改良事業福井地区区画整理）について、平成13年8月22日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成13年 8月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第507号

三朝町が行う土地改良事業に係る本泉地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年 8月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年 8月29日から20日間

3 縦覧に供する場所

三朝町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第508号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 8月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・4・31号車尾上福原線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

米子市車尾及び上福原地内

(2) 使用の部分

なし

鳥取県告示第509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成13年 8月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・3・2号米子中央線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

平成10年鳥取県告示第797号の事業地のうち錦町三丁目及び角盤町四丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 8月28日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第16号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同

表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項等及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとし、その適用範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 現業職給料表(1) 地方公務員法(昭和26年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員</p> <p>(2) 現業職給料表(2) 再任用職員</p> <p>2 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職員の区分及び職務の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))にあっては、その額に職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額(再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職員の級に応じて別表第1の3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額)とする。</p>

(昇給等の基準)

第3条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員の職務の級は、1級とする。

4 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第3に定める初任給基準表によるほか、給与条例の適用を受ける者の例により決定する。

5 略

6 第2項の規定にかかわらず、再任用職員の給料月額、給料表に掲げる給料月額のうちから、その者の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ決定する。

7 再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

(昇給等の基準)

第3条 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第3に定める初任給基準表によるほか、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者の例により決定する。

4 略

別表第1 (第2条関係)

現業職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	123,300	225,000	270,500	323,700
2	127,000	233,300	279,300	333,900
3	130,900	242,000	288,200	344,100
4	134,800	251,100	297,000	354,100
5	137,500	260,400	305,700	363,800
6	141,900	269,100	314,400	373,300
7	146,500	288,200	320,700	382,600
8	151,800	297,000	330,300	391,600
9	157,700	305,700	339,900	400,300
10	163,800	314,400	349,400	408,000
11	170,200	320,700	359,000	417,600
12	181,400	330,300	368,400	426,600
13	188,900	339,900	377,600	434,700
14	195,000	349,400	386,600	440,700
15	200,500	359,000	394,300	446,600
16	211,300	368,400	400,000	450,500
17	219,500	377,600	405,200	454,400
18	227,600	386,600	413,100	458,300
19	235,600	394,300	418,000	462,000
20	243,200	400,000	422,300	465,800

21	260,400	405,200	426,000
22	269,100	408,700	429,700
23	277,800	412,300	433,300
24	286,300	415,800	437,000
25	294,700	419,300	440,700
26	305,700	422,800	
27	314,400	426,300	
28	322,900	429,900	
29	331,200		
30	338,900		
31	346,500		
32	353,800		
33	359,600		
34	364,500		
35	368,500		
36	371,900		
37	374,900		
38	377,800		
39	380,400		
40	383,000		
41	385,600		
42	388,200		
43	390,900		
44	393,700		

別表第1 (第2条関係)

ア 現業職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	123,300	225,000	270,500	323,700
2	127,000	233,300	279,300	333,900
3	130,900	242,000	288,200	344,100
4	134,800	251,100	297,000	354,100
5	137,500	260,400	305,700	363,800
6	141,900	269,100	314,400	373,300
7	146,500	288,200	320,700	382,600
8	151,800	297,000	330,300	391,600
9	157,700	305,700	339,900	400,300
10	163,800	314,400	349,400	408,000
11	170,200	320,700	359,000	417,600
12	181,400	330,300	368,400	426,600
13	188,900	339,900	377,600	434,700

14	195,000	349,400	386,600	440,700
15	200,500	359,000	394,300	446,600
16	211,300	368,400	400,000	450,500
17	219,500	377,600	405,200	454,400
18	227,600	386,600	413,100	458,300
19	235,600	394,300	418,000	462,000
20	243,200	400,000	422,300	465,800
21	260,400	405,200	426,000	
22	269,100	408,700	429,700	
23	277,800	412,300	433,300	
24	286,300	415,800	437,000	
25	294,700	419,300	440,700	
26	305,700	422,800		
27	314,400	426,300		
28	322,900	429,900		
29	331,200			
30	338,900			
31	346,500			
32	353,800			
33	359,600			
34	364,500			
35	368,500			
36	371,900			
37	374,900			
38	377,800			
39	380,400			
40	383,000			
41	385,600			
42	388,200			
43	390,900			
44	393,700			

イ 現業職給料表(2)

職務の級	給 与 月 額		
	第1類	第2類	第3類
1 級	153,400円	191,900円	221,500円

別表第1の3 (第2条の2関係)

調整基本額表

職員の区分	職務の級	調整基本額
再任用職員 以外の職員	略	略
再任用職員	1 級	第1類 5,200円 第2類 6,700円 第3類 8,700円

別表第1の3 (第2条の2関係)

調整基本額表

職務の級	調整基本額
略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成12年度の経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成13年 8月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成12年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,291
加入戸数	900,679戸
共済契約金額	5,656,581,246,000円
火災共済掛金	1,078,431,130円
被災戸数	553戸
火災共済給付金	591,528,698円
復興建築助成戸数	296戸
復興建築助成金	147,445,744円
住宅防火施設整備補助会員数	178
住宅防火施設整備補助金	40,601,800円
住宅災害見舞戸数	2,908戸
住宅災害見舞金	175,078,393円

2 収支決算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,078,431,130円
建物管理の部収入	61,128,584円
その他の収入	2,765,075,659円
当期収入合計 (A)	3,904,635,373円
前期繰越収支差額	60,452,293円
収入合計 (B)	3,965,087,666円

(2) 支出

事業費	1,007,909,451円
管理費	210,793,526円
建物管理費	14,206,816円
特定預金等支出	2,665,153,290円
その他の経費	15,889,750円
当期支出合計 (C)	3,913,952,833円

当期収支差額 (A) - (C)	9,317,460円
次期繰越収支差額 (B) - (C)	51,134,833円

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から平成12年度の火災・自動車損害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業に係る経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成13年 8月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成12年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 火災・自動車損害共済事業	
（1）共済基金分担金その他の収入	5,559,889,472円
（2）災害共済金その他の支出	2,418,177,991円
（3）次期繰越収支差額	3,141,711,481円
（4）期末正味財産	20,051,673,596円
2 水力発電用機械損害共済事業	
（1）共済基金分担金その他の収入	970,624,324円
（2）災害共済金その他の支出	345,737,617円
（3）次期繰越収支差額	624,886,707円
（4）期末正味財産	5,420,066,707円

